

一般廃棄物処理業許可書

5さ生環第262号
令和6年2月28日

住 所 高松市一宮町1686番地6
名 称 株式会社塵芥センター
氏 名 代表取締役 溝淵 誉仁 様

さぬき市長 大山 茂樹



令和6年1月24日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条及び第9条の規定により、次のとおり許可します。

記

許可期間	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日
業務範囲	収集運搬業
収集区域	さぬき市
一般廃棄物の種類	事業系・家庭系一般廃棄物（ごみに限る）、動植物性残渣
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の廃棄物関係法令を遵守すること。 (2) 収集した動植物性残渣は、高松市の自社処理施設に搬入すること。 (3) 香川東部溶融クリーンセンターの組織並びに運営管理に関する規則に定める搬入許可条件を遵守すること。 (4) この許可により収集した一般廃棄物は、香川県東部清掃施設組合の許可を得て、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入すること。 (5) 一般廃棄物のうち家庭系は、一時的多量に排出される廃棄物に限ること。